

占領期日本における朝鮮人学校

——学校の閉鎖と存続をめぐる——

崔 紗 華

はじめに

1945年8月、日本が敗戦し、朝鮮は日本の植民地から解放された。朝鮮半島は、長期にわたり日本の植民地に置かれていたため、朝鮮独自の文化は長年封印され、朝鮮人は朝鮮の文化を継承する自由さえも奪われてきた。しかし、植民地からの解放によって、朝鮮人は奪われた朝鮮の文化を取り戻すことができるようになった。

敗戦当時の日本には多くの朝鮮人が在留していた。朝鮮の解放により多くの朝鮮人が帰郷する一方、生活の見通しがつかないことから解放後も日本に滞在する朝鮮人（在日朝鮮人）も少なくなかった。1945年10月、朝鮮人の帰郷や日本での生活を支援するために、在日朝鮮人聯盟（朝連）¹が結成された。朝連は、複数の在日朝鮮人団体が結集した組織であり、多様な背景を持つ在日朝鮮人により構成されていた。しかし、朝連では次第に共産主義者が主導的な役割を果たしていくようになった。

他方で、在日朝鮮人は、日本で朝鮮の文化を享受できる環境を整えようと努め、日本の全国各地で朝鮮語を教える国語講習所を開いた。在日朝鮮人は、朝鮮が解放されたことをきっかけに、これまで享受できずにいた朝鮮語の習得に励んだのであった。これは、国語講習所の設立が、解放と深く結びついていたということを明確に示している。朝鮮語教育は、朝鮮の文化を取り戻す一つの重要な手段であり、まさに解放を体現した試みの一つであったのである。

各地で設立された国語講習所は、朝連が結成されることにより、徐々に朝連の組織的な指導の下

に置かれるようになった。その過程の中で国語講習所は、学校としての形態を備えるようになった。1946年には、朝鮮人学校は朝連の文化事業の一環として位置付けられるようになり²、朝鮮人学校においては朝連の思想が直接的に反映されるようになった。

冷戦が露わになり占領軍や日本政府は、朝鮮人学校は共産主義の源泉であるとして、在日朝鮮人による自由な教育を禁止し、これらを取り締まった。占領軍と日本政府は、1948年、1949年に全国の朝鮮人学校に対し、二度の学校閉鎖令を下した。それにもかかわらず、複数の朝鮮人学校は存続することとなった。

本稿では、占領期から占領直後に着目し、朝鮮人学校の閉鎖およびその存続過程について分析する。占領期日本における朝鮮人学校政策については貴重な既存研究が多数存在する³。しかし、多くの研究は朝鮮人学校が管理統制を受ける過程について詳述していても、朝鮮人学校が存続する過程については目を配れていない。中でも、地方自治体による朝鮮人学校の公立化（存続）について若干の研究が存在するが⁴、特定の地方が限定的に取り上げられており、全体を俯瞰した研究は少ない。また、こういった地方自治体の措置に対する文部省の動向について分析した研究はほとんどない。占領後期、地方自治体が朝鮮人学校を公立化することに対し、文部省は積極的に介入することはなかった。しかし、文部省は朝鮮人学校問題に対する手だてを講じることができずにいたのである。特に、このような文部省の対応は、当時の国際関係と密接に関係する。ゆえに、本稿は当時日本が置かれていた国際関係にも着目し、朝鮮人学校が存続する過程について分析する。朝鮮人学校の存続は、無認可学校、各種学校、公立学校と様々な形態が存在したが、ここでは1949年

から1950年代にかけて公立化した学校に着目する。

本稿は三章から構成される。第一章では、在日朝鮮人に対する監視と、第一次朝鮮人学校閉鎖令および朝鮮人学校の私立化について論じる。第二章では、冷戦の激化という国際環境の変化が朝鮮人学校にもたらした影響について論じる。第三章では、二度の朝鮮人学校閉鎖令を受けても、閉鎖を免れた朝鮮人学校に着目し、どのように存続するにいたったのか、その過程について論じる。

第一章 国内管理政策の形成と 第一次朝鮮人学校閉鎖令

本章では、占領軍や日本政府が在日朝鮮人に対する警戒を示し、第一次朝鮮人学校閉鎖令が下されるまでの過程について述べる。第一節で、国内管理政策が形成される過程および、朝鮮人学校に対する監視が高まる過程について述べる。第二節では、第一次朝鮮人学校閉鎖令が下される過程について述べ、朝鮮人学校が私立化される過程についても論じる。

第一節 朝鮮人学校に対する管理のはじまり

1945年9月、日本の敗戦から一か月が経ち、日本の戦後改革を進めるために米占領軍が日本に進駐し始めた。占領軍は、日本の非軍事化と民主化を戦後改革の主な指針とした。そして、その占領政策は、日本政府を媒介するいわゆる間接統治の下、急進的に進められた。

他方、解放後日本での滞在を決めた朝鮮人は、より善い生活を求め各地で運動を繰り広げ、その中でも朝連は多くの運動において中心的な役割を果たした。たとえば、在日朝鮮人を連合国人として扱わず、特別配給の対象から除外したことについて在日朝鮮人は行政当局に度々待遇改善を要求した⁵。1946年には多数の在日朝鮮人が日本共産党とともにメーデー、食糧メーデー、労働争議などに参加した⁶。このように何れの運動においても、朝連は主導的な役割を果たしたのであった。

このような朝連を中心とした在日朝鮮人の運動に対し、占領軍や日本政府は徐々に警戒心を高め

た。朝連結成2か月後の1945年12月、占領軍は朝連を日本の三大左翼政党の一つと見なすようになった⁷。それは、共産主義者、民族主義者が朝連の中で最も影響力を発揮し、また、朝連が日本共産党と活動を展開することも多かったためであった。占領軍は、朝連が共産主義的傾向を帯びていると指摘し、朝連による非合法活動が繰り返されていることを懸念した⁸。占領軍は、在日朝鮮人が断続的に問題を引き起こしており、日本の法令を遵守せず、左翼と関係していると見なし、占領政策が円滑に進まない原因の一つとして、朝連を中心とする在日朝鮮人の活動に注目したのであった。

このような朝連に対する警戒は、次第に朝連の影響を強く受ける朝鮮人学校にも向けられるようになった。朝連の活動の中で、朝鮮人学校の運営は最も重視された活動の一つであった。朝連の指導下にある学校では、封建的・帝國的残滓を払拭し、共産主義を支持する教育が行われた。教科書は朝連が独自に編纂したものが用いられたため、朝連の思想や信条が直接的に教育内容に反映されていくようになった。たとえば、朝連の初等教育教材編纂委員会が編纂した初等学校の歴史教科書である『オリニ國史』では、植民地からの解放は共産主義者の運動により達成されたと示されている⁹。

占領軍政策決定者や日本政府は、朝鮮人学校に対して治安上の懸念はあったものの、始めから同校における教育活動に制限を課すことはなかった。占領軍の中でも教育を担当したCIE (Civil Information and Education Section 民間情報教育局)¹⁰は、1946年夏の段階では、朝鮮人学校に対する特別の優遇措置をしないことを示していたが、朝鮮人学校の存在そのものを否定することは述べていなかった¹¹。むしろ、この時CIE内部では、まだ朝鮮人学校に対する明確な政策を持ち合わせていなかったようである。

このようなCIEの立場は、過去の朝鮮と日本との不平等な関係を是正していこうという考慮があったとは言えなかった。CIEは、誰がどのような背景を持ち得ていても、同等の待遇を与えることが平等であると捉えていた。このような考えに基づいたCIEの政策は、過去の朝鮮と日本との関係を克服していく観点が欠如していることから、

多くの在日朝鮮人から反対を受けるのであった。

他方、この時期文部省も朝鮮人学校に対する立場を明確にできずにいた。それは、在日朝鮮人の法的地位が明確でなく、日本の教育改革もまだ発展段階にあったためであった。そのため、この時期の文部省は朝鮮人学校による自由な教育をある程度容認している部分もあった。文部省は、「朝鮮人がその子弟を教育するため、小学校または上級の学校、もしくは各種学校を新設する場合に、府県は認可して差し支えない¹²」と述べ、朝鮮人学校を予備校や夜間中学と同様に各種学校として扱うことを容認していた¹³。文部省は、学校教育法1条に規定された正規の義務教育学校としては認めていないものの、各種学校としての一定の法的地位を与え、朝鮮独自の教育にそれほど干渉することはなかった¹⁴。

1946年11月、占領軍は在日朝鮮人を「日本国籍を有する者」と規定したが、これも当初は在日朝鮮人の活動を統制する目的で定めたものではなかった¹⁵。占領軍は、在日朝鮮人が日本の法令を最小限遵守しているのであれば特に問題はないとした¹⁶。占領軍による法的地位の規定は1946年夏以降、朝鮮人の引き揚げが低調になったことにより定められたものであって、当初は在日朝鮮人の活動に制限を与えるものではなかった。占領軍は朝鮮人学校という国内少数民族による摩擦や衝突の可能性があると懸念はしていたものの、朝鮮人学校に対する特定の政策を考えるほどは警戒していなかった。

しかし、現場を担当する地方軍政局や第八軍などは、必ずしも在日朝鮮人が日本の法令を遵守しているとは見なかった。1947年3月31日には教育基本法と学校教育法が公布され4月1日から施行された。義務教育が9年と制定され、六三制も導入されることになった。これらの法律が施行され、新しい学校教育が始まるようになると、地方軍政局は教育現場への関心を高めていった。地方軍政府局は、1947年夏頃になると朝鮮人学校に対する監視を高め、日本の法律に準じた学校運営をしているのか各学校を調査していった。

その調査の中で、大阪府の八・一五学院という朝連経営の青年学校が、大阪軍政局の目に留まった。同校で、共産主義思想が教えられていることから、大阪軍政局はこの学院に対し警戒を示した

のであった。大阪軍政局は、第八軍にこれを報告し、第八軍が占領軍にこれを報告した。占領軍は、在日朝鮮人は日本の法律を遵守しなければならないとし、「府県職員は文部省に照会することなく日本の法律を執行する権限をもっている」と述べ、地方自治体の行政権を認めた¹⁷。大阪米軍政局は府下の朝鮮人学校を調査し、1947年11月には朝連関係者に教育と政治を混同しないよう注意を呼びかけた¹⁸。そして、この一連の経過がCIEに報告された¹⁹。

1947年頃から東西冷戦が本格化し、占領軍は日本国内における反共対策に一層関心を示し始めた。特に、日本国内における共産主義活動という時には、朝鮮人学校が共産主義の主な源泉と見なされた。占領軍は、朝鮮人学校が共産主義の教育を施しており、また朝鮮人学校やそれを管轄する朝連は日本共産党との繋がりがあるといって報告を地方軍政局から受け、全国の朝鮮人学校への関心を高めていったのである²⁰。

第二節 第一次朝鮮人学校閉鎖令、朝鮮人学校の私立化

占領軍や文部省は1947年末から、日本の教育法を遵守しない朝鮮人学校に対する取り締まりを強硬に進めていった。1947年1月13日、文部省は日本に滞在する朝鮮人は日本人と同様に日本の法令に従う義務があるとし、教育においても在日朝鮮人は日本の法令に服しなければならないと、教育の義務が課せられるとした²¹。しかし、朝鮮人学校側は占領軍や日本政府からの勧告を受けても自由な教育を続けていた。このような朝鮮人学校に対し、占領軍はさらなる調査を進め、日本政府も1947年12月に、朝鮮人学校は日本の法令を遵守しなければならないとする議案を閣議で決定した²²。このように、東西冷戦の本格化を受け、日米両政府は朝鮮人学校に対するこれまでの調査を具現化していったのであった。

1948年1月24日、占領軍の命令により文部省は「朝鮮人学校設立の取扱いについて」（第一次朝鮮人学校閉鎖令）という通達を都道府県知事宛てに発した。この通達では、在日朝鮮人も日本の法令に服しなければならないと、教育を受ける義務が課されていることが示されている。また、朝鮮人学校は教育基本法、学校教育法を遵守せねばなら

ず、朝鮮人学校における朝鮮語等の教育を正課として扱うことが禁じられた²³。第一次朝鮮人学校閉鎖令は、在日朝鮮人が日本国籍者であることを前提に、在日朝鮮人も日本の法令に準ずる必要があるとされた。この通達は、解放を体現する試みとして設立された朝鮮人学校の存在を真っ向から否定し、在日朝鮮人による自由な教育を禁じようとするものであった。

この通達は各地方自治体を通じて1948年2月15日から一斉に朝鮮人学校側に発せられ、在日朝鮮人はこれに強く抵抗した²⁴。特に、3.1独立運動を記念して1948年3月1日に各地方で開催された「三・一節二九周年記念大会」は、全国的な運動に繋がるものとなった²⁵。1948年4月、占領軍と日本政府は阪神地域の朝鮮人学校への取り締まりを強化した。神戸においては、1948年4月23日、返還命令が下った朝連経営の学校に警官隊と占領軍が押し寄せ、在日朝鮮人との間で大規模な衝突が起こった²⁶。占領軍は、神戸地区における非常事態を宣言した²⁷。この非常事態宣言は、占領期間を通して下された唯一の発令であった。占領軍は、ここに日本人共産主義者が参加していたことを指摘し、デモは共産党の扇動によるものだと注意を呼びかけた²⁸。同日、大阪においても朝鮮人学校の閉鎖をめぐる朝鮮人学校関係者と地方自治体の間で対立が生じた。大阪における大規模な乱闘により、銃弾のひとつが16歳の金太一という少年にあたり、幼い命までも犠牲となった²⁹。

このような朝鮮人学校をめぐる一連の事件を契機に、占領軍と文部省は共通の認識を得た。それは、朝鮮人学校に対する徹底的な取り締まりが必要だという認識である。特に、治安および地方制度委員会では、阪神教育事件をきっかけに日本の警察は不備が多いと認識され、将来のためにも警察権を拡大すべきだということが議論された³⁰。在日朝鮮人による抗議活動は、日米政策決定者によって共産主義との関係、暴力性・犯罪性を象徴するものと見なされたのであった。

朝鮮人学校をめぐる問題は、本来であれば「教育」という一個人の権利に関する問題である。しかし、朝鮮人学校をめぐる問題は教育という範囲を超え、日本国内における治安の問題として拡大していくことになった。現に、森戸辰男文部大臣も「問題は、教育と、そうして学校の問題以上

の、(中略) 司法警察の問題にまで発展をいたしたのであります。それらの問題につきましても、むしろ文部省の範囲を越えたのであります³¹」と教育問題から派生した国内治安への影響を述べている。

終局5月5日、在日朝鮮人と文部省は、「朝鮮人学校に関する問題について」という覚書(以下、5.5覚書)を交わし、残りの朝鮮人学校を私立化することで事態を一時的に収束させた³²。5.5覚書の主な内容は、「第一に、在日朝鮮人も教育基本法と学校教育法に従うこと、第二に、朝鮮人学校は私立学校として自主性が認められる範囲において独自の教育を認める」ということであった。自主性が認められる範囲内とは、教育基本法や学校教育法に則った正規の授業のほか、選択科目や課外授業として占領軍に認可を得た教科書でもって朝鮮語や朝鮮史の授業を行うことであった。これは、朝鮮独自の教育を法的に規制するものであった。5.5覚書は、すぐに発学200号という通達で各地方に発令された³³。

以上述べたように、日本に在留した朝鮮人が解放を体言する試みとして設立された朝鮮人学校は、共産主義教育を行っているという理由で、占領軍や日本政府の厳格な管理の下に置かれた。そして、在日朝鮮人による抵抗は、教育という問題を超え、治安の問題として見なされていったのであった。

第二章 国際環境の変化と 朝鮮人学校への影響

本章では、冷戦の激化という国際環境の変化が朝鮮人学校にもたらした影響について論じる。早期講和に向け日本政府が自治権を回復していく中で、朝鮮人学校に対する管理政策が考案されていく。これについては、第一節で論じる山口県朝鮮人学校をめぐる動向や、第三節で論じる第二次朝鮮人学校閉鎖令が下される過程で実証していく。他方で、早期講和は日本の国際復帰を見据えて、日韓関係を重視する視点も生み出した。このような視点から、朝鮮人学校に対する優遇政策が考案されることもあった。この優遇政策については、

私立朝鮮人学校国費援助案をめぐる一連の動向について論じた第二節で述べていく。

第一節 山口県下朝鮮人学校に対する警戒

1948年後半から米ソ間の冷戦は緊張度を高め、米國務省においては日本を西側陣営へと引き込む必要性が検討され、占領継続による日本再建という立場を見直す必要に迫られた。特に、1949年に入り中国国内において共産党が有利な状況におかれ、米國務省は東アジアにおける共産主義の拡大を恐れた。そこで米国政府は、東アジアにおける反共の防波堤として確実に期待をかけられる地域は日本だと考え、民主化・非軍事化の占領政策を反共政策へと転換させた。そこで、占領の長期化は日本国内からの反発を招き、冷戦をたたかう上で弊害になると考えられ、米國務省は日本の早期講和を推進するようになった。米國務省は日本の独立に向け、日本政府に政策上の自治権を徐々に回復させた。

このような国際環境の変化は、日米両政府の在日朝鮮人政策にも影響を及ぼした。特に、山口県下朝鮮人学校を皮切りに、占領軍は水面下で朝鮮人学校に対する取り締まりの方針を固めていく。その政策方針は、米国による占領政策の転換という流れの中で、米国が日本政府に自治権を回復させる過程で推進された。

1948年前後、占領軍は山口県に対する警戒を高めていった。占領軍が山口県に対し警戒を高めた理由は二点ある。一つ目の理由は、南朝鮮において駐留米軍や李承晩とその協力者によるレッドバージを逃れた朝鮮人が、山口県の下関港や仙崎港を経由して日本に亡命したからである。占領軍は、南朝鮮から山口県を経由し日本に入国してくる朝鮮人が、日本全国に共産主義を拡散することを恐れたのであった³⁴。二つ目の理由は、山口県小野田で起きた在日朝鮮人コミュニティ間の対立である。山口県の朝連と在日朝鮮居留民団（以下、民団）³⁵の対立は常に実力行使を伴ったため、占領軍は山口県を在日朝鮮人コミュニティ間の対立が激しい地域であると見なしていた。占領軍は、山口県の朝連と民団の対立が日本社会に悪影響を及ぼすと懸念したのであった。³⁶

このように、占領軍が朝鮮からの不法入国者に対する警戒を高める一方、山口県下朝鮮人学校に

対する取り締りは、山口県知事である田中龍夫³⁷のイニシアティブによって始められることになった。田中は、同県の地理的特殊性を鑑み、朝鮮半島に詳しい旧植民地官僚を自らの側近に雇用した³⁸。1948年12月、田中は山口県下に未認可の朝鮮人学校が存在することを、占領軍と文部省学校教育局長である日高第四郎に報告した³⁹。未認可の朝鮮人学校の存在は1948年5月に文部省と在日朝鮮人との間に交わされた5.5覚書に違反するため、警告を発するべきであると田中は述べた。さらに、田中は朝鮮人学校側の違反が続くのであれば、学校を閉鎖させたいと日高に述べ、日高もそれに賛成した。日高は、朝鮮人学校で北朝鮮国旗が掲揚されていることを理由に、何らかの対策を講じる必要があると考え、これをCIEに報告した。

しかし、この時CIE教育課副課長のトレーナー(J. C. Trainor)は、文部省と朝鮮人学校側の代表とで互いに歩みよって平和的解決を目指すべきだと中立的な立場をとり、県政の積極的な姿勢に与みしなかった⁴⁰。

その一方、田中の告発を真剣に受け入れた者もいた。教育課連絡調査係の地方連絡官であるフォークナー(Theodore A. Faulkner)である。フォークナーは、占領軍内部で他部局との連絡を取り合いながら率先してこの問題に取り組んだ⁴¹。CIEはフォークナーを通して、DS(Diplomatic Section 外交局)⁴²と連携を深めるようになった。DS総務課のフィン(Richard. B. Finn)とフォークナーは電話において、在日朝鮮人に日本の法律を遵守させることが占領政策をもっとも円滑に進められる方法であると共有し、駐日韓国代表部の設立によって在日朝鮮人に国籍の変更が生じたとしても、日本の法律を遵守させる姿勢は変えるべきでないと強硬な手段を図ることに合意した⁴³。山口県下朝鮮人学校に対して両者は、調査を継続し、閉鎖命令を下す適切な機会を模索することを話し合った⁴⁴。

こうして、山口県とCIEの政策的距離が縮まり、両者は共同で山口県下朝鮮人学校に対する調査に乗り出すこととした。県下12校が調査の対象となり、そのうちほとんどの学校が朝連関係者や共産主義者が民主主義とは反対の教育をしている、80%が共産主義者である、教員はアカデミックな背景もない、北朝鮮国旗を掲揚している、日

本の教科書は6校でしか利用されていない、教科書は極めて好戦的で共産主義的である、などと報告された⁴⁵。蓋をあけてみると、県下における全25校中、認可を得た学校は下関、宇部、小野田、岩国のそれぞれにある4校のみであり⁴⁶、他の21校はいずれも認可は得ておらず、それら4校の分校として「巧妙な手段」で増加しているとのことであった⁴⁷。

CIEは、厳格な治安管理が抱えるリスクに注視しつつも、山口県下朝鮮人学校対策の必要性に対し他部局との間でコンセンサスを高めつつあった⁴⁸。CIEは占領軍部局内会議へもこれを持ち掛け、さらなる支持を得ようと努めた。CIEは、フォックス参謀副長（Chief of Staff）に他部局との協議を報告し、占領軍の部局内会議を設けた⁴⁹。部局内会議では、山口県が率先して政策の執行をできるように、占領軍が環境を整えようということが決定された。この決定は、山口県が朝鮮人学校措置を実行するのに最も適した地域であるということから、見い出されたものであった。

そして、その環境整備のための具体的な準備についても協議された。準備内容は以下の四つである。第一に、北朝鮮国旗の掲揚を禁止するSCAPINを公式的に発すること、第二に、韓国大使は民団を支持するように協議を持つこと、第三に、駐日韓国代表部が設立されたために5・5覚書は破棄すること、第四に、朝鮮人学校の法律違反を指摘する声明をCIEが行うことなどが話し合われた。さらに、占領軍が適当だと判断した時期に第八軍司令官が田中知事にすぐに指揮命令を下し措置の実行ができるように調整し、ある程度の限定的な裁量権が田中知事にも与えられていることを、内閣総理大臣に知らせよう取り計らうことが決まった⁵⁰。このように、占領政策の転換という変化の中、占領軍は朝鮮人学校に対する県政の積極的な姿勢を支持し、県が率先して県下朝鮮人学校対策を実施していけるよう立ち回ったのであった。

以上、国際環境の変化により山口県下朝鮮人学校に対する監視が高まる過程について述べた。国際環境の変化は他方で、朝鮮人学校への対応を緩和させようとする論調をも生み出した。このことについては私立朝鮮人学校国費援助をめぐる一連の動向を例に次節で詳述する。

第二節 私立朝鮮人学校国費援助案

阪神教育事件から1年後の1949年4月、朝連側が国会へ私立朝鮮人学校への国費援助を請願した。朝連側は在日朝鮮人の総意によるものとして、日本共産党議員（以下、日共議員）であった岩間正男⁵¹の紹介により国会へ申し出た。本請願は、在日朝鮮人は民族的差別なく教育を受ける権利を有し、また納税やその他の義務を負っているために、日本政府は朝鮮人学校への国費負担をすべきであるという内容であった⁵²。岩間正男の他にも今野武雄や渡部義通などの日共議員も紹介者として朝連による請願の採択のために尽力した⁵³。

国会の運営委員会は、外国人も憲法16条の適用を受けるため、外国人も請願権を有するという法務府と最高裁判所からの助言を受け⁵⁴、文部委員会に請願の審議を付託した。審議が始まり間もない5月22日には衆議院文部委員会で本請願は議決され、5月25日に衆議院と参議院両本会議にて可決されることになった⁵⁵。文部委員会における議決理由は、「朝鮮人学校教育費に対しても、邦人学校教育費と同様に、予算の措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は採択すべき⁵⁶」であるということであった。しかし、この議決結果を見る限りでは、なぜ朝鮮人学校を邦人公立学校と同様に扱おうとしたのか、政府の意図は見えない。国会ではどのような答弁が繰り返されていたのか、以下採択賛成を示した議員の発言に着目し、採択の理由を探る。

まず、日本共産党が本請願を支持した。日共の渡部義通は、「私立朝鮮人学校への国庫負担は、納税などの義務を負っている在日朝鮮人の当然の権利である。⁵⁷」との立場から、在日朝鮮人と共に請願した。そして、北朝鮮在住日本人が北朝鮮政府から保障を受けている事実を取り上げ、日本人も在日朝鮮人に対して同様な保障をしなければならないと主張した⁵⁸。しかし、当時日共はわずか35議席を有しており⁵⁹、文部委員会をはじめ、本会議においても全日共議員が賛成を示したとしても、本請願を可決することはできなかった。つまり、文部委員会では、日共とは別の論理で朝鮮人学校への国費援助を進めようとする動きがあったのである。

本請願は、与党である民主自由党議員からの支持も得た。民主自由党は、当時衆議院で264の議

席を獲得し、文部委員会も多くの民主自由党議員により構成されていた⁶⁰。千賀康治民主自由党議員は、「決議をしてもただちに施行することが不可能だというような問題でも、多少なりとも日韓親善のお役に立てばけっこうだというようなことで、私も賛成をした。」と述べ、在日朝鮮人問題を日韓関係という枠組みの中に位置づけていた。また、水谷昇民主自由党委員も「朝鮮人と日本人との将来の関係、親善ということから、将来のためにこの際この請願を採択しようじゃないか、こういうふうに意見が一致して、この請願を採択した。」と述べている。つまり、民主自由党の議員は、日本と朝鮮半島との関係に目を配り、私立朝鮮人学校への国庫負担を議決しようと試みたのであった。ただし、これは必ずしも在日朝鮮人子弟の教育の問題として論じられたのではなく、日本の国際社会への復帰という対外的な論理から考えられたものであった。

しかし、本請願は採択から3ヶ月後の8月には撤回されることとなった。議決された請願は官公署に送られ処理されることになる。本請願は立法化されていないために、官公署の意向に合わない際には、官公署の裁量によって取り消すことができる。請願法第5条では「官公署においてこれを受理し誠実に処理しなければならない。」と明記されている。これにより国会で採択された本請願は、実行機関である文部省に送付された。しかし、文部省は国会での採択に批判的な姿勢を示し、自らの裁量でもってこれを撤回に導く。

本請願が採択され、複数の地方ではその手続きが進められた⁶³。しかし6月初め、これを見た兵庫県の岸田幸雄知事が、文部省に異を唱えた⁶⁴。これを受け、文部省管理局庶務課長である福田繁は、岸田知事に自分も朝鮮人学校への国費負担は反対していると述べた。福田は兵庫県に加え、他の全ての都道府県にも朝鮮人学校への国費負担に関して「朝鮮人生徒が公立の学校に通っていればそもそも教育費が支給されているわけで、何ら内地人学齢児童と差別はしていない」とし、「内地の一般私立学校に対して補助金が交付されていない現在、朝鮮人私立学校に対してだけ補助金を交付することはできない」という見解を述べた⁶⁵。また福田は、今回の請願の採択を日共が述べる「北朝鮮での日本人支援」の論理のみに着目し、

「北朝鮮で日本人が保障されているかもしれないが、日本が認めた朝鮮半島の国家は韓国のみである」として、日本共産党の論理に真っ向から反対した。少なくとも福田には、朝鮮人学校への配慮、国際関係の配慮という考えはなかったようである。さらに、今後とも在日朝鮮人による問題が発生する可能性もあるとして、福田は警戒を呼びかけた⁶⁶。

文部省は、朝鮮人学校への国費負担は「単に国会でだけで採択されただけであった、文部省が承認をしたものではない⁶⁷」として、CIEばかりでなく日本の治安機関を担当するCIS (Civil Intelligence Section民間諜報局)⁶⁸やG2 (General Staff参謀第二部)⁶⁹にも相談を持ちかけた。相談を受けたG2はGS (Government Section民政局)⁷⁰に国費負担の撤回を求め、1週間後の8月23日には再び朝鮮人学校への国費負担の議題が国会に持ち出されることとなった。文部委員会では、財政上の理由をあげて撤回が議決された⁷¹。しかし、実際には水面下で文部省の見解が反映され、それが占領軍の後押しを受けて、撤回に導かれたのであった。このように、朝鮮人学校は、日本を取り囲む国際環境の変化がもたらした優遇政策と管理政策のせめぎ合いの中で揺り動かされたのであった。

次節では、日本の自治権の回復という点から、文部省が自らの裁量で朝鮮人学校に対する二度目の閉鎖を下す過程について述べる。

第三節 第二次朝鮮人学校閉鎖令

1949年9月8日、法務府により朝連が解散指定を受け、それに続き、10月19日に文部省により第二次朝鮮人学校閉鎖令が下された。第二次朝鮮人学校閉鎖令の経緯は以下の通りである。朝連解散10日後に文部省の伊藤日出登文部事務次官、久保田藤麿管理局長、寺西たけお連絡課長らがGSを訪れ、具体的な朝鮮人学校閉鎖計画を提示した。公職課長のネピア (Jack P. Napier) は、敗戦直後よりも日本政府の権威が向上しているため、日本政府が朝鮮人問題に対し適切な処置を講じるべきであると述べた⁷²。ネピアは、文部省が適切な処置を行うことが出来るならば、それは文部省の名声にもつながるであろうと述べ、文部省を激励した。第一次朝鮮人学校閉鎖令では占領軍の指令により文部省が発したのに対し、第二次朝鮮人

学校閉鎖令は日本政府の自治権回復という流れの中で、日本政府により発することが求められたのであった。

10月6日、文部省総務課長の森田学は朝鮮人学校の閉鎖に関する閣議を吉田茂首相に求めた⁷³。森田は、朝鮮人学校側が阪神教育事件後に通達された発学200号を遵守しておらず、また朝連の解散に伴い日本の法令及びこれに基づく命令を在日朝鮮人に厳正に遵守させる必要があると考えたのであった。そして、森田は具体的な処置案を三点あげた。第一に「朝鮮人子弟の義務教育は、公立学校において行うこと」、第二に「義務教育以外の教育を行う朝鮮人学校については、嚴重に日本の法令に従わせ、無認可学校は認めないこと」、第三に「朝鮮人学校は自らの負担によって行われるべきであり、國又は地方公共団体の援助は、一の原則から当然その必要がないこと」の三点である。森田は、朝鮮人学校に対する閉鎖を強く呼びかけたのであった。⁷⁴

森田の提案から間もない10月13日に閣議が開かれた。この閣議では朝鮮人学校の閉鎖が決定され、19日に文部省は朝連経営の92校の即時閉鎖、その他朝連経営ではない245校の改組措置を実施した（第二次朝鮮人学校閉鎖令）⁷⁵。森田は、学校閉鎖および改組措置を命令した理由について、「朝連経営の学校は、朝連解散に伴って閉鎖すべきである。また朝連経営でない学校に対しても法人としての手続きをしてないために違法である」と説明した⁷⁶。このように、第二次朝鮮人学校閉鎖令は、自治権の回復という背景から文部省により実施された。占領軍が閉鎖令を知ったのは翌日のことであった⁷⁷。このことから、第二次朝鮮人学校閉鎖令が、日本政府の主体的な姿勢の下で実施されたことがわかる。これに対し、占領軍は文部省による閉鎖命令に一切の反対を示さなかった⁷⁸。

以上のように、自治権の回復という流れの中で、文部省が第二次朝鮮人学校閉鎖令を下す過程について述べた。

第三章 朝鮮人学校の存続

本章では、第二次朝鮮人学校閉鎖令を下した文

部省に対し、反対を示す国内外の反応に着目する。また、第二次朝鮮人学校閉鎖令後の地方自治体と文部省の動向に焦点をあて、朝鮮人学校が存続する過程について論じる。

第一節 国内外の反応

文部省によって強硬に進められた第二次朝鮮人学校閉鎖令に対し、すぐに国内外からの反応が寄せられた。

まず、韓国政府が、文部省による第二次朝鮮人学校閉鎖令に反対した。それは、在日朝鮮人を代表する駐日韓国代表部があるのにも関わらず、日本政府は駐日韓国代表部を介さずに学校閉鎖を一方的に行ったからであった⁷⁹。駐日韓国代表部は、1949年10月25日付でDSの次長のヒューストン（Cloyee K. Huston）に書簡を送り、日本政府に対する批判を述べた⁸⁰。しかし、この批判は朝鮮人学校に対する同情ではなく、韓国政府の立場を軽視した文部省の手順に納得を示せないことに対する批判であった。この書簡には、在日朝鮮人の人権や教育の問題に触れている内容は含まれておらず、在日朝鮮人を考慮して発せられたものではなかったと考えられる。この書簡で、「いましばらく待つてくれたらわれわれとしても日本政府の方針に即応して朝鮮人学校の教育方針の改善に協力するつもりだつた⁸¹」と述べていることから、日本において厳しい状況に置かれている在日朝鮮人の実情を考慮したものではなかったことがわかる。

韓国の国会においても第二次朝鮮人学校閉鎖令に対し、批判的な姿勢を示す者が多かった。10月29日、韓国の国会では日本に調査団を派遣し調査すべきということが満場一致で可決された⁸²。また、李承晩大統領も「何が日本で起こっているのか、在日朝鮮人をめぐる日本国内での問題を綿密に調査すべき」と鄭桓範駐日韓国大使に伝えた。また、李は「もしこれが日本やSCAPの朝鮮人に対する差別であるならば、これを深刻な問題と捉える。」と米國務長官に述べ、文部省に対する批判を海外へも発信した⁸³。

他方、日本の国会からも国際関係に目配りをしない文部省に対する批判が寄せられた。韓国政府からの批判は、治安問題として朝鮮人学校を捉えていた日本政府内に議論を持ちかけたのである。

日本の国会では、文部省による第二次朝鮮人学校閉鎖令は東アジア国際関係における障害になるということが議論された。

たとえば、民主党の中曽根康弘が、東アジア国際関係と朝鮮人学校について言及した。民主党は当時野党の中でも保守的な政党であり、衆議院において民主自由党に続き69議席を獲得した政党であった。11月19日の予算委員会で中曽根は以下のように述べている。

われわれはやはりアジア人として、日本人として、一つのアジアというものを復興して進まなければならない。敗戦国日本として、近隣諸国人に対してあまり刺激的な政策をやるということは国家百年のためにならない。たとえば朝鮮人学校の閉鎖という問題を考えてみても、韓国の李承晩大統領の南鮮の人がきて、あれをいろいろ調べているようです。私はこれは今後の日韓関係に一つのきずを与えたと思う。やったことはしょうがないが、あれを閉鎖したままでおき、解散したままでおくというようなことははなはだ不親切だと思う。⁸⁴

中曽根は、朝鮮人学校に対する閉鎖令は日韓関係に「きず」を与えたとして、これに強く反対した。当時中曽根は与党議員ではないが、後に保守層を導いていくリーダーとして考えた時、保守層からも国際関係を配慮すべきだというような言説が出てきたことは注目すべき点である。しかし、中曽根も必ずしも在日朝鮮人の一個人の人権や教育の問題として捉えていたのではなかった。国際関係を良好に保つための手段として朝鮮人学校に対する対応を改めるべきだと述べている。

また、中曽根は「われわれの貿易というものは、アジアに向けられなければならない。そういう観点から見ても、われわれの周辺の民族に対して刺激的な政策をとることは、避けなければならない。(中略) 国際市場の開拓のためにもわれわれは強く叫ばなければならない⁸⁵」とも述べた。中曽根は経済的な視点に重きを置き、その視点からも第二次朝鮮人学校閉鎖令に対する批判をしている。つまり、中曽根は今後日本の市場となる朝鮮との関係を考えた時に、その関係の構築を妨げる

恐れのある政策はとるべきでないと疑義を唱えているのである。

このように、文部省による第二次朝鮮人学校閉鎖令は、国内外から多数の批判を招いたのであった。

第二節 地方自治体による朝鮮人学校の公立化

第二次朝鮮人学校閉鎖令が発せられ、各地方では閉鎖が進められた。しかし、一部地方では朝鮮人学校の閉鎖がかえって地域の社会問題に繋がることがあった。そのような地域では、問題を収束させるために、一旦閉鎖させた朝鮮人学校を公立として開設したのであった。地方自治体が、朝鮮人学校を公立化させた理由は地方毎に異なり、その地方の特性に合わせて公立化が進められた。地方自治体が朝鮮人学校を公立化させた理由は概ね5点あった。

第一に、近隣の日本人学校が、閉鎖により転入学してくる在日朝鮮人児童を収容できないという物理的な理由により、朝鮮人学校を公立化させた。たとえば、神奈川県がこれに該当する。まず、川崎市においては、金刺不二太郎市長⁸⁶が朝鮮人学校の校舎継続使用を法務府に申出た⁸⁷。川崎市の朝鮮人学校が閉鎖されることにより、同校に通っていた多くの在日朝鮮人児童が近隣の川崎市立桜本小学校に転入学し、教室不足になることが予想されたからであった。それにより昼夜二部制の授業をとらなければならないことになり、教師の負担も増すことになる。金刺市長は、このような混乱を避けるために、神奈川県知事の内山岩太郎の後押しを受け⁸⁸、法務府民事局長宛に朝鮮人学校の校舎継続使用を要請したのであった⁸⁹。これらの要請に対して、11月4日に法務府民事局長の村上朝一は、川崎市内の朝鮮人学校二校の使用願に対する許可を下した⁹⁰。横浜市の学校においても川崎市と同様な措置がとられ、横浜市内の二つの朝鮮人学校が近隣の日本人学校の分校として、開設されることとなった⁹¹。

第二に、不就学児童や非行の増加という地域の治安問題を解消するために朝鮮人学校が公立化された。特に、大阪市の学校においてこのような措置がとられた。大阪では、閉鎖により日本の学校に転校してきた在日朝鮮人生徒と日本人生徒との間で衝突が起こったり、授業についていけない在

日朝鮮人の生徒が長期欠席や登校拒否に陥ったり、地域に在日朝鮮人の不就学児童が蔓延した。特に、東成区や生野区では在日朝鮮人不就学児童の問題が日に日に悪化し、市は在日朝鮮人の不就学児童が約1400名いると見積もっていた。学校を閉鎖させた状態でおくと寧ろ在日朝鮮人不就学児童による非行も進み、地域の安全が脅かされることになると市は懸念を示した⁹²。大阪市と大阪府との間で多少の折衝が繰り返されたが、終局1950年7月1日から大阪市の責任の下で、本庄中学校の分校として在日朝鮮人生徒だけを集めた西今里中学校が開設されることとなった⁹³。

第三に、在日朝鮮人児童が自発的に日本の学校に転校することを期待して、朝鮮人学校を公立化させることもあった。これは、岡山県が行った措置であった。学区制に基づかない在日朝鮮人児童が、朝鮮人学校に通うことで生じる経済的負担や不便から、次第に日本の学校に自主的に転校をしていくことを、岡山県は期待していた⁹⁴。岡山県教育委員会はこういった期待をもって、1949年11月、校舎の接收執行を停止し、在日朝鮮人側と交渉の機会を設け、朝鮮人学校を公立化させる協定を結んだ⁹⁵。

第四に、在日朝鮮人と日本人の摩擦を回避するために朝鮮人学校が公立化された。それは、兵庫県尼崎市において行われた措置である。尼崎市長の六島誠之助⁹⁶が中心となって武庫地域において朝鮮人学校が公立化された。朝鮮人学校が閉鎖され、武庫小学校には多くの在日朝鮮人児童が転入学し、武庫小学校内に在日朝鮮人児童のために4教室が開放された⁹⁷。しかし、武庫小学校内で在日朝鮮人児童による暴力事件が発生し、それを受け六島市長は、「市長の責任」において分校を設置すると述べ、武庫小学校の分校として在日朝鮮人だけを収容する公立学校の開設を決定した⁹⁸。六島市長は、分校設置に関して兵庫県などの関係各所からの諒解を得て、1949年12月4日に尼崎市武庫小学校守部分校を開校することを正式に決定した⁹⁹。

第五に、占領軍やそれに迎合する文部省に対する反発として、朝鮮人学校が公立化された。これは、東京都で行われた措置である。第二次朝鮮人学校閉鎖令が下った直後、旧朝連東京都本部文教部長の李殷直と、都教育庁の学務課長や宇佐美毅

都教育員会教育長¹⁰⁰との間で戦略的に行われたものであった¹⁰¹。李は朝鮮人学校を都の運営にすることで民族教育を守ることを考えた。他方、学務課長や教育長は、占領軍やそれに従事する文部省に都の自主性を示し¹⁰²、また閉鎖という混乱が生じた中、「東京都の實情からして集團的に収容するのが最も教育的であるという立前¹⁰³」から朝鮮人学校を従来そのまま公立化させることを考えたのであった。都は、他府県のように、朝鮮人学校を日本人学校の分校とはせず、都内15の朝鮮人学校を独立校として分立化させた。

李と学務課長・教育長は水面下で公立化を進めるために、第二次朝鮮人学校閉鎖令を受けた後の11月1日に、自主廃校の認可申請を行うこととした¹⁰⁴。自主廃校は、占領軍が制定した法律に則ったものであり、李と都側はこれに従うことで法的妥当性を示せると考えたのであった。そして、自主廃校の手続きをとっている間に、日本人、在日朝鮮人教職員の面接、財産関係の誓約、都議会での非公式の承諾を得るなどして、水面下で公立化の準備を進めた。そういった中、自主廃校は、12月18日に認められ¹⁰⁵、その2日後に都内15の朝鮮人学校が都立化されることとなった¹⁰⁶。都の記録では、「文部省、占領軍、東京軍政部の再三の勧告に苦しみながらも、都独自の最良の対策を立てることに成功した。」¹⁰⁷と示されており、都が独自に行った公立化であることが強調されている。

以上述べたように、地方自治体による朝鮮人学校の公立化は、一見朝鮮人の民族的な要望に地方自治体が応えたかのように見えるが、それぞれの地方で発生した問題を解決するための手段として行われた。そして、一部地方からの要請を受け、中央政府は暫定的措置として朝鮮人学校の公立化を認めたのであった。

第三節 文部省の動向

朝鮮人学校を公立化させる措置は、長期化する予定ではなかった。それは、公立化は地域の混乱が解消するまでの暫定的措置として行われたものであったからであった。また、対日講和条約の発効により在日朝鮮人が占領期間有してきた日本国籍が喪失され、在日朝鮮人が義務教育の対象から外されるとともに、公立朝鮮人学校を私立に移管する必要性も生じたからである。一部の地方自治

体は、独自で公立朝鮮人学校を私立各種学校へと移管させ、廃止させることもあった¹⁰⁸。しかし、文部省が画一的な政策として公立朝鮮人学校の廃止を打ち出すのは、1965年の日韓国交正常化以後のことであり、それまで多くの地方で朝鮮人学校が公立として運営されたのであった。なぜ、文部省は公立朝鮮人学校の廃止を長らく実施しなかったのか、以下では当時の文部省が置かれていた状況から分析する。

第一に、朝鮮人学校の問題は国内問題であるかのように見えるが、国際関係と密接に関係していた。1952年7月に文部省と法務府は在日朝鮮人の就学義務の停止と公立朝鮮人学校の廃止という二つの柱からなる措置方針を策定した¹⁰⁹。しかし、これらはそのまま通達として出されずそれぞれの柱に分解され、状況に合わせて通達化されるのであった。一つ目の柱は、1953年2月に「朝鮮人の義務教育学校への就学について」という通達として先に発せられ、その一方で二つ目の柱である公立朝鮮人学校の廃止は見送られた。就学義務の停止だけが先に通達として出された理由は、日韓予備会談で既に韓国政府からの合意を得ている内容であったからであった。田中義雄初等中等教育局長は「生活保護法なども適用されている現状でもあり、教育だけを打ち切るわけにはいかない。日韓協定までは暫定的にこの通達以外には方法はない」と述べ、日韓関係と在日朝鮮人の教育政策を関連づけている¹¹⁰。この通達には「日韓友好精神に基づき」と記されており、文部省が韓国政府との関係を考慮していたことがわかる¹¹¹。このように、1950年代初頭は日本政府全体として、日韓会談の開始という国際環境の変化に慎重に対応する必要に迫られていたのであった。

このような文部省に対し、時事通信社の『内外教育版』においても在日朝鮮人の教育と日韓関係との関わりについて、次のようなことが示されている。関係当局者によると、日韓両国の間では問題が山積しており、それらが解決されれば教育問題も解決すると、「現段階としては、なるべく在日朝鮮人を刺激せず、いわば情勢を見まもり、拱手傍観している以外に方法はない¹¹²」とのことであった。つまり、日韓関係がより抜本的な問題であるため、それが解消されるまでは無理に公立朝鮮人学校の廃止を進めるのではなく、「拱

手傍観」すなわち敢えて何もしないということ以外、文部省にとっての良策はないという指摘である。

このような文部省の姿勢からは、占領期とは異なり、在日朝鮮人の教育を日韓関係と関連づけようとする考えの変化が垣間見られる。1949年、第二次朝鮮人学校閉鎖令を発した時には、韓国政府に相談なく一方的に進めたことで国内外からの批判がよせられた。それに対し、文部省は韓国政府からの了承を得ている部分だけを通達として出すが、了承を明確に得ていない公立朝鮮人学校の措置に関しては見送っている。文部省は、在日朝鮮人の教育を考える時には、近隣諸国との関係を意識するようになったのであろう。

第二に、文部省の対朝鮮人政策全体像の曖昧さもあった。日高第四郎文部事務次官は、朝鮮人学校の私立への移管は「法律論としては当然」であると述べつつも「朝鮮人に対する道徳的な責任の問題もあり、法律論だけではわりきれない」こともあり、結論を出せないと述べている。また、「朝鮮人に対する政府としての全体的な態度が決められなければこの問題も解決されないだろう。」と述べ、日本政府が未だ対朝鮮人政策の全体像を明確にできていないことがわかる¹¹³。東邦経済においても「国家の方針が、未だ決定しない限り、當局（文部省）としても解決方法がない。」と論じられており、対朝鮮人政策の全体像を描いていないことから、文部省が具体的な対処に乗り出せないことが指摘されている¹¹⁴。

第三に、文部省は、公立朝鮮人学校を廃止した後の法的な位置づけを決めかねていた。私立移管、無教育状態への移行、各種学校への移管、公立の持続、など複数の選択肢が文部省にはあった。しかし、このうちどれを選択しても、日本政府が負うリスクがより大きいと考えられたのであった。そのため、省内、日本政府内でも公立朝鮮人学校を廃止したあとの朝鮮人学校の法的地位に関しては議論が錯綜しており、意見の一致が見られなかったのである。

まず、公立朝鮮人学校を廃止し、私立移管することに関して様々な議論があった。私立学校は「厳格な規制はあるが実際上取締り得¹¹⁵」ないことから、私立移管にすると思想教育が再び行われる懸念があった¹¹⁶。また、公立朝鮮人学校を廃

止し、在日朝鮮人児童無教育状態にすると、在日朝鮮人不就学児童の増加や非行が増えることも予想された¹¹⁷。他方、私立に移管せず公立の状態を継続すると地方の財政的な負担が続き、地方からの批判が起こる可能性もあった。田中義雄初等中央教育局長は「公立のまゝでいいのではないかとの意見を持つものもあるうえに、日韓会談の成行きを待っていたり、諸種の理由から今日までのびのびとなってしまったわけである¹¹⁸」と文部省が行き詰っている様相を述べている。

また、各種学校への移管も意見の一致が見られなかった。各種学校は、学校教育法的一条で定められた学校ではないが、これも一定の法的地位を与えることになる¹¹⁹。また法的にも指導や立入検査、閉鎖ができないという文部省側に制約が規定されるものとなることから、各種学校への移管に否定的な意見があった¹²⁰。その一方で、各種学校に関しては「暴力行為に出ぬ限り民族教育位は已むを得ぬ」という譲歩から各種学校への移管には否定しない意見もあった¹²¹。

第四に、国内治安問題への配慮もあった。朝鮮人学校の問題は、治安問題に直結すると見なされていたのであった。公安関係資料においては、「私立移管については文部省において慎重対策討議中で近く成案を見るものと思はれるが（中略）民戦祖防等において強く反対の方針を打出しているのでこれが実施に際しては活発な反対斗争の展開が予想される」と治安問題への懸念が示されている¹²²。文部省と公安は、日韓会談に向けた朝鮮問題連絡協議会という省庁間会議を通して、教育問題から派生する治安問題についても幾度か議論を交わしている¹²³。一教育問題が他の問題に及ぼしうる影響についても文部省が意識していたことがわかる。

以上述べたように、朝鮮人学校は地方における現実的な問題を解消するためにとられた暫定的な措置であった。しかし、このような措置に対し文部省は、公立朝鮮人学校を廃止することによるリスクの方がより大きいことから「拱手傍観」し、廃止を先延ばしせざるを得ない状況に置かれていた。そのため、朝鮮人学校は存続することになったのである。

おわりに

以上、占領後期から占領直後に焦点をあて、朝鮮人学校の閉鎖と存続の過程について分析した。

第一章では、日本国内における管理政策の形成と、第一次朝鮮人学校閉鎖令および朝鮮人学校の私立化について論じた。占領軍は、共産主義者が主導的な役割を果たした朝連に対する監視を高めると同時に、朝連の影響を強く受けた朝鮮人学校に対する監視も高めていった。占領軍は、朝鮮人学校は日本の法令に従うべきだとして、日本政府を介して第一次朝鮮人学校閉鎖令を下した。これに反対した朝鮮人学校側が連日抗議活動を続け、教育の問題は治安の問題へと発展した。終局、在日朝鮮人代表者と文部省の間で、朝鮮人学校を私立化させることで事態は一時的に収束することとなった。

第二章では、冷戦の激化という国際環境の変化が朝鮮人学校にもたらした影響について論じた。まず、早期講和に向け日本政府が自治権を回復していく過程の中で、山口県知事の告発に端を発し、日本政府が主導的に朝鮮人学校に対する管理政策を考案し実施していった。また、日本の国会では国内治安の観点ばかりでなく、朝鮮人学校を国際関係と結びつけ、朝鮮人学校への優遇政策を主張する為政者も現れた。

第三章では、二度の朝鮮人学校閉鎖令を受けても閉鎖を免れた朝鮮人学校に着目し、どのように存続するにいたったのか、その過程について論じた。特に、韓国政府や、韓国政府の批判を懸念した日本の政治家などが朝鮮人学校の閉鎖に反対した。これに対し、一部地方では、学校閉鎖による弊害を解決するために暫定的に朝鮮人学校が公立化させられた。他方で、当時文部省は国内から国際関係に意識を払い、八方ふさがりに置かれていたことから、公立朝鮮人学校の廃止に手をつけられない状況にあった。

占領期から続く朝鮮人学校に対する積極的な取り締まりから考えると、朝鮮人学校が存続したことは不可解である。しかし、朝鮮人学校の存続は、取り締まりと表裏一体の関係にあり、管理政

策の一部を形成しているものであった。つまり、朝鮮人学校の存続は、在日朝鮮人により引き起こされる問題を拡散させないための手段だったのである。そのため、朝鮮人学校の存続は、一見朝鮮人の民族的要望を反映させた政策かのように見えるが、必ずしも在日朝鮮人の要望に応じて考案された政策ではなかったのである。

また、本稿の考察を通して、朝鮮人学校の閉鎖から存続にまで照射することで、朝鮮人学校がより広い国際関係の文脈の中に位置づけられていることがわかった。つまり、朝鮮人学校をめぐる問題は、日本の政治指導者層、冷戦期の一超大国である米国政府、韓国政府の関与など、複合的な要素によりもたらされた産物であると言える。朝鮮人学校は、日本の植民地支配により過去数十年にわたり失いかけた民族的な自覚を呼び覚ます重要な拠点であった。しかし、朝鮮人学校は日本国内外の政治的状況に取り込まれ、脆弱な法的地位に置かれるばかりでなく、翻弄の渦の中に巻き込まれるようになったのであった。

本稿は、朝鮮人学校の閉鎖と存続という大枠を掴むために、短い論稿の中でも広く歴史を概観してきた。本稿は、資料の不足により地方自治体と文部省の相互関連性を十分に描けていない。また朝鮮人学校の存続は、在日朝鮮人の精力的な運動により達成された部分もある。そのため、これらに関する詳細な分析は、今後の課題としたい。

[注]

- 1 1945年10月、14の在日朝鮮人団体が結集し朝連が結成された（呉圭祥『ドキュメン在日本朝鮮人連盟—1945-1949—』岩波書店、2009年 8頁、エドワード・ワグナー『日本における朝鮮少数民族』湖北社、1989年 93頁）。朝連は朝鮮人の引き揚げを支援、在日朝鮮人の生活権の確立、朝鮮に独立政府を樹立することを主な事業として掲げた。（最高検察庁公安調査室提供、法務研究所編『在日朝鮮人団体重要資料集』1952年 37頁）。
- 2 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』湖北社、1975年 91頁、
- 3 小沢有作『在日朝鮮人教育論—歴史篇—』亜紀書房、1977年、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房、1997年、ロバート・リケット『在日朝鮮人の民族自主権の破壊過程』『青丘学術論集』1995年
- 4 今里幸子「神奈川における在日朝鮮人の民族教育—1945～1949を中心に」『在日朝鮮人史研究』39 2009年

- 163-191頁、坂本清泉「公立朝鮮人学校の自主移管の問題—大阪市立西今里中学校の場合を中心にして」『大分大学教育学部研究紀要—教育科学—』3(4) 1969年 13-26頁、マキエ・智子「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一例相—」『日本の教育史—教育史学会紀要』第55号 2012年 45-57頁
- 5 終戦連絡中央事務局「終戦連絡各省委員会議事録」—一九四六年一月一五日『日本占領・外交関係資料集』第二巻 1994年 50頁
- 6 「쌀을주오, 맥여주오 餓死線上에서치웨는廿五萬大衆宮城앞에서食糧메-데-」『民衆新聞』1946年6月5日
- 7 エドワード・ワグナー 前掲書 75頁
- 8 I Corps, G-2 Summary, No.5, June 16-July 15, 1946, p.5. / WOR-22247 (国立国会図書館所蔵憲政資料室、以下同様)
- 9 初等教育教材編纂委員会編『オリエント』下巻、1947年1月5日 123頁 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成—戦後編—』第6巻、2000年 101頁
- 10 CIEは、「教育全般（初・中・高等教育、社会教育）・教育関係者の適格審査・各種メディア（新聞、雑誌、ラジオ）・芸術（映画、演劇）・宗教（神道、仏教、キリスト教、新興宗教）・世論調査・文化財保護等、教育及び文化に関する極めて広範囲にわたる諸改革を指導し、監督」する部署である。国立国会図書館「日本占領関係資料 GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section」『国立国会図書館』<http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/CIE.php> 閲覧日2013年12月3日
- 11 Letter from SCAP to 107th Military Government Headquarters & Headquarters Company, Subject: Separate Koreans in Gifu Prefecture, 31 August 1946. / CIE(C)-04144
- 12 文部省学校教育局長通達「朝鮮人児童の就学義務に関する件」（雑学第123号）1947年4月12日『朝鮮研究』110 1971年 6頁
- 13 Letter from John G. Steele To Commanding Officer, Chugoku Military Gov't Region, Subject: Korean Schools, 21 May 1948. / CIE(C)-04237
- 14 東京都教育局「朝鮮人学校取扱い要項」1947年10月3日 前掲『朝鮮研究』6頁
- 15 Press Release: KOREAN MUST REPORT TO RECEPTION CENTERS WHEN CALLED OR FORFEIT RECOGNITION AS KOREAN NATIONALS, from GENERAL HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY FORCES, PACIFIC Public Relation Office, 12 November 1946. / CIE(C)-04145
- 16 Memorandum from SBS to Colonel Beasley, CIE Branch, Hqs Eighth Army, MG Section, 1 DEC 1947 / CIE-06901, Press Release: SCAP Spokesman Clarifiers Status and Treatment of Koreans in Japan, from General Headquarters United States Army Forces, Pacific Public Relation Office, 20 November 1946. /

- CIE(C)-04145
- 17 Letter from SCAP to Osaka MG Team, Subject: Enforcement of Japanese Law Against Koreans, 12 September 1947. / CIE(C)-04144
- 18 森田芳夫 前掲書 93頁
- 19 Letter from Hqs Yamaguchi MG Team to CG, Eighth Army, Subject: Special Report, 4 December 1947. / CIE(C)-04144, Letter from Osaka MG Team (12 Sept. 1947), to CG Corps, Subject: Enforcement of Japanese Law against Koreans. / CIE(C)-04144, Letter from SCAP to CG Eighth Army, 19 Nov. 1947. / CIE(C)-04144
- 20 From MALCOLM To Commanding General, 1 Corps, APO 301, Military Government Section, Subject: Enforcement of Japanese Law Against Koreans, 12 September 1947. / CIE(C)-04144
- 21 INTRA-SECTION MEMORANDUM from Chief, Education Division to Chief, CIE, Subject: Korean Education Problem, 24 April 1948. / CIE(C)-04145
- 22 文部省学校教育局長より文部省大阪出張所長、都道府県知事宛通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(官学5號) 1948年1月24日 / CIE(C)-06902
- 23 同上
- 24 金薫「朝連13中委の決定を生かそう一組織のための組織を、闘争のための組織に」『解放新聞』1948年2月10日、元谷徳「朝連13中委の決定を生かそう一民族文化教育の確立」『解放新聞』1948年2月25日
- 25 大阪では、3月10日大々的な抗議活動が展開された(「朝日人民共同으로八萬大衆의示威—大阪—」『解放新聞』1948年3月10日)。山口県では3月31日に3万人の在日朝鮮人が山口県庁に集い抗議活動を行った(「어머니는 어련애를 안고 寒夜에 24時間闘争—山口縣教育彈壓反對人民大會—」『解放新聞』1948年4月15日)。
- 26 国会議事録「衆議院本会議44号」1948年4月30日 鈴木義男 閲覧日2010年12月12日
- 27 金賛汀「非常事態宣言1948」岩波書店、2011年 104-106頁
- 28 To Education Division, General Eichelberger's Statement, Immediate release, With The Eighth Army in Kobe, 27 April 1948. / CIE(C)-04145
- 29 国会議事録「参議院治安及び地方制度委員会10号」1948年4月26日 溝淵増己(国家地方警察本部長) 閲覧日12月12日
- 30 国会議事録「衆議院治安及び地方制度委員会37号」1948年6月11日 松澤兼人(日本社会党、兵庫1区) 閲覧日2010年12月12日
- 31 国会議事録「衆議院本会議43号」1948年4月27日 森戸辰夫文部大臣 閲覧日2011年1月6日
- 32 「在日朝鮮人教育対策委員会代表と文部当局との間に覚書交換」1948年5月5日 日本教育学会教育制度研究委員会、外国人学校制度研究小委員会『在日朝鮮人とその教育資料集 第一集』1970年 20頁
- 33 学校教育局長より都道府県知事通達「朝鮮人学校に関する問題について」(発学200号)昭和23年5月6日 前掲『朝鮮研究』21頁
- 34 Korean schools 1950 / G2-01269
- 35 民団は、1946年10月に結成された在日朝鮮人団体である。朝連に対抗するために在日朝鮮人右派によって設立された組織で、反共を掲げ、韓国成立後は韓国を支持する団体となる。
- 36 国会議事録「衆議院地方行政委員会36号」1949年8月24日 斉藤昇(国家地方警察本部長官) 閲覧日2013年12月12日
- 37 田中義一元首相の長男。東京帝国大学卒業後、南満州鉄道に入社。その後、企画院調査官や軍需省軍需官や貴族院議員などを歴任。1947年に公選により初代山口県知事となる。
- 38 山口県編『山口県史 史料編 現代2』2000年 23-24頁、安広欣記『至誠は息むことなし—評伝田中龍夫—』三見実業出版部、2000年 206-207頁
- 39 MEMO FOR RECORD, From Deputy Chief Education Division, To the Chief Education Division, Subject: Korean School Problem, 20 December 1948. / CIE(C)-04236
- 40 MEMO FOR RECORD, From Deputy Chief Education Division, To the Chief Education Division, Subject: Korean School Problem, 20 December 1948. / CIE(C)-04236
- 41 MEMORANDUM from Theodore A. Faulkner, Field Liaison Officer, To OIC Liaison and Investigation Branch, Subject: Korean School Problem, 18 January 1948. / CIE(C)-04224
- 42 DSは、「在日各国外交使節団の受入れ業務、横浜等の領事館の運営」を主な業務とした。国立国会図書館「日本占領関係資料 GHQ/SCAP, Records, General Headquarters, Deputy Chief of Staff, Diplomatic Section, Allied Council for Japan - Public Information Section, Public Information Section, Office of the Chief of Staff and Provost Marshal Section」『国立国会図書館』<http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/MISC.php> 閲覧日2013年12月3日
- 43 MEMORANDUM FOR THE RECORD, from Theodore A. Faulkner, 17 January 1949. / CIE(C)-04224
- 44 MEMORANDUM from Theodore A. Faulkner, Field Liaison Officer, To OIC Liaison and Investigation Branch, Subject: Korean School Problem, 18 January 1948. / CIE(C)-04224
- 45 Ibid.
- 46 Memorandum from Theodore A. Faulkner, Field Liaison Officer, To Chief Civil Information and Education Section, Subject: Report of Field Investigation of Korean Schools in Yamaguchi Prefecture, 17

- February 1949. /CIE(C)-04235
- 47 Ibid.
- 48 Memorandum for the Chief of Staff, D. R. Nugent, Subject: Korean Problem in Yamaguchi Prefecture, 16 April 1949. / CIE(C)-04235
- 49 この会議にはフォックス、ヒッキー参謀副長、ウィロビーG2部長、マリスG3部長、ブラットン大佐、ニュージェントCIE局長、コヴィルDS副局長、ケイザー准将が参加した。
- 50 Memorandum for Chief of Staff from George V. Keyser, Subject: Korean Problem in Yamaguchi Prefecture, 19 April 1949, Enclosure No.3 to Despatch No. 351 from USPOLAD for Japan. / SIJ-3 R-20 (国立国会図書館所蔵憲政資料室、以下同様)
- 51 岩間正男、1947年無所属、全国区で当選。1949年に日本共産党入党。日本教職員組合の結成に尽力。
- 52 文部委員会付託「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願」(第一〇三五号) 昭和二十四年四月十九日受理、19 April 1949, Subject: Petition for A National Subsidy for Korean Schools in Japan. / CIE(C)-04237
- 53 国会議事録「衆議院文部委員会24号」1949年5月21日 渡部義通(共産党、埼玉1区) 閲覧日2010年12月12日
- 54 国会議事録「参議院運営委員会24号」1949年5月2日 奥野健一(法制局長) 閲覧日2010年12月12日
- 55 昭和二十四年五月二二日報告「朝鮮人教育問題等に関する請願に関する報告書」/ CIE(C)-04236
- 56 同上
- 57 国会議事録「衆議院文部委員会24号」1949年5月21日 渡部義通(共産党、全国区) 閲覧日2010年12月12日
- 58 同上
- 59 袖井林二郎編訳『吉田茂=マッカーサー往復書簡集』法政大学出版局、2000年 265頁
- 60 「24期衆議院議員一覧」『国会議員白書』<http://kokkai.sugawarataku.net/giin/r1024.html> 閲覧日2014年2月13日
- 61 国会議事録「衆議院文部委員会28号」1949年8月23日 千賀康治(民主自由党、鳩山派、愛知4区) 閲覧日2010年12月12日
- 62 国会議事録「衆議院文部委員会28号」1949年8月23日 水谷昇(民主自由党、吉田派、三重1区) 閲覧日2010年12月12日
- 63 「教育費闘争에 全力을一朝連中央元文教部長들과一問一答一」『解放新聞』1949年7月15日
- 64 Memorandum from Deputy Chief Education Division to Chief Education Division, Subject: Government Support for Korean Schools, 11 July 1949. / CIE(C)-04236
- 65 文部省管理局長から兵庫県知事宛「朝鮮人教育の日本政府負担について」(記管二五号) / CIE(C)-04237
- 66 Memorandum from Deputy Chief Education Division to Chief Education Division, Subject: Government Support for Korean Schools, 11 July 1949. / CIE(C)-04236
- 67 MEMORANDUM FOR RECORD from James B. Gibson, 16 Aug 1949. / CIE(C)-04236
- 68 CISは、「日本の治安機関に関する施策について、最高司令官に助言すること及び日本政府への指令が指示通りに遵守されているかを調査する」部署である。国立国会図書館「日本占領関係資料 GHQ/SCAP, Civil Intelligence Section(CIS)」『国立国会図書館』<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/CIS.php> 閲覧日2014年12月3日
- 69 G2は、「諜報を担当し、占領軍のための日本語文書の翻訳、技術情報の収集、1946年6月からは外国使節とSCAPの機関との間及び日本政府と占領軍との間の公式の連絡、などを任務」する部署である。国立国会図書館「日本占領関係資料 GHQ/SCAP Records, Assistant Chief of Staff (G-2)」『国立国会図書館』<http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/G2.php> 閲覧日2014年2月14日
- 70 GSは、「日本の統治機構について調査研究し、最高司令官に助言するとともに、統治機構の非軍事化、封建的・全体主義的な慣行の根絶に関して最高司令官に提言することを」主な任務とした。国立国会図書館「日本占領関係資料 GHQ/SCAP Records, Government Section (GS)」『国立国会図書館』<http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/GS.php> 閲覧日2013年12月3日
- 71 国会議事録「衆議院文部委員会28号」1949年8月23日 水谷昇 閲覧日2010年12月26日、国会議事録「衆議院文部委員会28号」1949年8月23日 原彪(社会党、東京1区) 閲覧日2010年12月26日
- 72 Memorandum for Major Napier, Subject: Action to be taken by Japanese Government Agencies in Regard to the Korean Schools, 20 September 1949. / GS(B)-04265
- 73 「朝鮮人学校の処置方針」(文管庶55号) 昭和24年10月6日 国立公文書館『国立公文書館デジタルアーカイブ』<http://www.digital.archives.go.jp/> 閲覧日2010年12月12日
- 74 「朝鮮人学校に対する措置について」(文管庶69号) 昭和24年10月13日 前掲『朝鮮研究』23-25頁
- 75 第一次措置による閉鎖学校 昭和24年10月19日 / GS(A)-02504
- 76 日本教育学会教育制度研究委員会 前掲書 24頁
- 77 from C. K. Huston to Officer of the U. S. Political Adviser for Japan, Subject: Closure of Korean Schools. / SDDF-00345
- 78 Memorandum for Chief of Staff, Subject: Closure of Korean Schools, from W. J. Sebalt, 20 October 1949. / SDDF-00345
- 79 「朝鮮人学校閉鎖に関する朝鮮在日外交使節団よりの連合国総司令官宛書簡の転送に関する件」1949年10月25日 前掲『国立公文書館デジタルアーカイブ』 閲覧日2010年12月12日

- 80 同上、「在日朝鮮代表部から連合国軍最高司令官に提出せられた覚書」（総司令部外交局宛）1949年10月24日 前掲『朝鮮研究』26-27頁
- 81 「遺憾な措置—鄭韓代表語る—」『読売新聞』朝刊 1949年10月20日
- 82 韓国国会議事録「국회 회의록 서비스」<http://likms.assembly.go.kr/record/main.jsp> 「第5回国会臨時会議録第27号 国会事務処」1949年10月29日 閲覧日2010年12月25日
- 83 Incoming Telegram, from Seoul Muccio to Secretary State, October 21 1949. / SDDF-00345
- 84 国会議事録「衆議院予算委員会5号」1949年11月19日 中曾根康弘（民主党、群馬3区） 閲覧日2010年12月12日
- 85 国会議事録「衆議院予算委員会11号」1949年11月26日 中曾根康弘 閲覧日2010年12月12日
- 86 1928年、第二期市会に政友会から立候補し初当選した。その後、第五期市会まで連続当選し、市会議長を務めた。1946年に江辺清夫川崎市長の辞職を受け、同年7月14日に行われた川崎市長選において無所属で当選した。（川崎市『川崎市史—通史編4上 現代・行政・社会』1997年 244-248頁）
- 87 解散団体の財産管理及び処分に関しては、法務府がその責任を担った。1949年9月に朝連が解散指定を受け、それにより翌10月に朝連経営の学校も閉鎖令を受けた。学校の校地や校舎が朝連関係者所有の場合、解散団体の財産とされ国庫帰属となった。（1948年2月15日施行の法務府設置法第八条第八項）
- 88 「朝連関係接収財産の使用について」昭和二十四年十一月一日 『朝連学校関係綴—地方課—』（神奈川県立公文書館所蔵）
- 89 「朝鮮人学校接収校舎一時使用願」昭和二十四年十一月一日 前掲『朝連学校関係綴—地方課—』
- 90 前掲「朝連関係接収財産の使用について」
- 91 同上、横浜市教育委員会『横浜市学校沿革誌』1957年 20, 71頁
- 92 坂本清泉 前掲論文 17頁
- 93 「市立韓国人中學校設置に關する件(一)」近連本第二五九號 昭和二十五年五月十一日 『在本邦諸外国人学校教育關係朝鮮人學校關係』（外務省外交記録14回公開I-0043）外務省外交史料館所蔵
- 94 「朝鮮人學校の閉鎖に關する件」中連調第一六九號 昭和二十四年十一月十九日 前掲『在本邦諸外国人学校教育關係朝鮮人學校關係』
- 95 同上
- 96 公選初の尼崎市長である。1920年早稲田大学政治科卒業、1931年に民政党に入党。民政党が大政翼賛会に合流し、戦時中は大政翼賛会の県支部・市支部顧問を務める。1946年、衆議院選挙落選、1947年4月に保守系候補者として尼崎市長に当選。（岡崎静心『尼崎の戦後史』尼崎市役所1969年 93-95頁）
- 97 尼崎市議会事務局編『尼崎市議会史（記述篇）』1971年 622頁
- 98 「朝鮮人學童の騷擾事件報告の件」神連第二三一號 昭和二十四年十二月五日 前掲『在本邦諸外国人学校教育關係朝鮮人學校關係』
- 99 同上
- 100 幼い頃は朝鮮において京城中学校に進学。東京帝国大学卒業後は1928年に内務省に入省。1946年に東京都教育局長、1948年11月から1950年3月まで初代東京都教育長として勤務。1950年からは宮内庁に入庁し1978年まで勤務。1976年に従二位勲一等旭日大綬章を受賞。
- 101 李殷直『「在日」民族教育・苦難の道—一九四八年—〇月—一九五四年四月—』高文研、2003年 246-247頁
- 102 李殷直 前掲書 358、485頁
- 103 「都立朝鮮人學校設置に關する規則制定について。」第五十一号議案 昭和二十四年十二月十七日 『東京都教育委員会會議録』（東京都教育庁所蔵）
- 104 「都内15校が廃校—朝鮮人學校の改組問題—」『東京新聞』昭和24年11月3日
- 105 金徳龍『朝鮮學校の戦後史—1945-1972—』社会評論社、2002年 116頁
- 106 森田芳夫 前掲書 98頁
- 107 東京都立教育研究所『戦後東京都教育史上巻—教育行政編—』1964年 60頁
- 108 岡山県の学校は1950年に廃止、山口県の学校は1953年に廃止、東京都立朝鮮人学校は1955年3月に廃止されている。
- 109 「私立學校の設置も可能—在日朝鮮人の教育に新措置か—」『内外教育版』1952年7月8日 2頁
- 110 「宙に迷う朝鮮人兒童—講和後初の入学期 まだ出さぬ就学通告—」『読売新聞』朝刊 7面 1953年2月19日
- 111 「朝鮮人の義務教育学校への就学について」（文初財七四号）初中局長発 都道府県教委あて 1953年2月11日 自民政調会外人教育小委員会 前掲書 132頁
- 112 「特集 国際理解教育三つの話題—動乱の彼方につながる Bの例・・・朝鮮人學校—」『内外教育版』1953年6月30日 4-5頁
- 113 「名目は移管でも実際は閉鎖—あの辱しめ、もう御免だ—」『社会タイムス』1952年7月12日 2面
- 114 「朝鮮人學校の反日教育—都當局と文部省當局の意見—」『東邦経済』第13巻第10号、1952年10月 53頁
- 115 「在日朝鮮人の処遇殊に教育及び生活保護問題に關する打合せ會議事要旨」1953年5月8日 浅野豊他編『日韓国交正常化問題資料 第1期 1945～1953年 第4巻 在日・法的地位問題』332頁
- 116 「文部省苦境に立つ—朝鮮人子弟の教育問題—」『防長新聞』1952年5月5日
- 117 同上
- 118 「極左の指令で動く朝鮮人學校—無視される法規 手ぬるい当局に批判の声—」『読売新聞』朝刊 3面 1952年8月26日

- 119 「無認可施設に対してとりうる法的措置」年度不明
自民党政調会外人教育小委員会 前掲書 140頁
- 120 「各種学校に対してとりうる法的措置」年度不明 自
民党政調会外人教育小委員会 前掲書 139頁
- 121 「在日朝鮮人の処遇殊に教育及び生活保護問題に関す
る打合せ会議事要旨」1953年5月8日 浅野豊美他編
前掲書 332頁
- 122 井上敏夫、井上學、渡部富哉編『朝鮮戦争下公安関係
資料—光永植資料—』第一巻 不二出版 2011年 94-95
頁
- 123 外務省アジア局長「朝鮮問題協議会開催の件」昭和二

十七年八月十九日『日韓市民でつくる日韓会談文書・全
面公開を求める会』「日本公開の日韓会談文書 第五次
開示決定文書」 [http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/5
ji/00904/2006-00588-1042-01-01.xdw](http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/5ji/00904/2006-00588-1042-01-01.xdw) 閲覧日2014年4月2
日、「アジア局執務月報(抄)」昭和27年4月-12月 前
掲『日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める
会』「日本公開の日韓会談文書 第六次開示決定文書」
[http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/6ji-all/6ji-
1/01173/2006-00588-1509-01-01-IMG.xdw](http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/6ji-all/6ji-1/01173/2006-00588-1509-01-01-IMG.xdw) 閲覧日2014年
4月2日

崔 紗 華 (ちえ さふぁ) 1986年5月31日生

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程、早稲田大学グロー
バルエデュケーションセンター助手

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 政治経済学会、朝鮮史研究会、移民政策学会、日本国際政治学会

研究分野 東アジア国際関係史、在日朝鮮人史

